

住友共同電力株式会社壬生川火力
発電所の環境保全に関する協定書

締結 昭和 48 年 4 月 13 日
変更 昭和 52 年 6 月 1 日
変更 平成 13 年 4 月 20 日
変更 平成 22 年 6 月 4 日

愛媛県及び西条市（以下「甲」という。）と住友共同電力株式会社（以下「乙」という。）は、環境保全について万全を期するため、次のとおり協定する。

（基本対策）

第 1 条 乙は、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、環境関係諸法規を遵守し、最新かつ最良の技術及び機器の採用に努め、発電所の建設及び操業等により公害が生じないよう万全の防止対策を講ずるものとする。

2 乙は、甲が行う環境保全に関する行政指導、調査及び資料の提出要請について積極的に協力するものとする。

3 乙は、当該発電所の建設及び操業により、他に被害を与えたときは、速やかに防止措置を講ずるとともに、その損害を賠償するものとする。

（公害防止施設の整備等）

第 2 条 乙は、公害防止施設の整備等について、次の各号により措置するものとする。

(1) 公害防止施設は、適切かつ十分に施行し、発電を開始する時点において、その機能を発揮しうるようにするものとする。

(2) 公害関係設備及び発電関係設備を増設又は改善するに当たっては、あらかじめ環境保全計画書を甲に提出するものとし、甲の改善要請があったときは、これを尊重するものとする。

（大気汚染防止対策）

第 3 条 乙は、大気汚染防止対策について、次の各号により措置するものとする。

(1) 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの排出基準は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(2) 設備の故障その他の原因により、前号の排出基準に適合しなくなったとき、乙は、甲の指示により直ちに必要な措置を講ずるものとする。その措置を講じたにもかかわらず、なお、基準に適合しないとき、甲から操業の短縮又は一時停止の要請があった場合は、乙は、四国経済産業局長と協議の上、甲の要請に対処するものとする。

(3) 第 1 号の基準を維持するため、硫黄酸化物については、排煙脱硫装置を設置し、窒素酸化物については、低 NO_x バーナー、二段燃焼設備、炉内脱硝設備及び排煙脱硝装置を設置し、ばいじんについては、最も高性能で最大発じん量に対応する容量を有する電気集じん装置を設置するものとする。

(4) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 23 条並びに愛媛県公害防止条例（昭和 44 年条例第 23 号）第 26 条に規定する緊急時には、乙が甲に提出するばい煙排出量減少計画に基づき対応するものとする。

(5) 排出口におけるばい煙濃度等を定期的に測定し、その結果を記録しておくものとする。

(粉じん飛散防止対策)

第3条の2 乙は、粉じん飛散防止対策について、次のとおり措置するものとする。

(1) 石炭の荷揚げ及び運搬に当たっては、防じんカバー等を取り付けるものとする。

(2) 屋内式貯炭場を採用するものとする。

(3) 石炭灰及び石こうの保管及び搬出に当たっては、密閉された設備や天蓋車等を使用するものとする。

(水質汚濁防止対策)

第4条 乙は、水質汚濁防止対策について、次のとおり措置するものとする。

(1) 温排水による水産資源等への影響を最小限にとどめるため、冷却水の排出の方法については、4号地先延長線が3号地に達する線における海水温度と周辺海域における海水の温度との差が1℃以下となるようにするものとし、放水口の地先海底には張り石等を施工するものとする。この場合において、温度差の監視は、取水口と放水口における海水の温度差で行い、乙は、この温度差を1日平均で7℃以下となるようにするものとする。

(2) 冷却水への塩素注入は、行わないものとする。

(3) 機器洗浄水及び純水装置からの排水については、中和沈殿槽で完全に処理したのち排出するものとする。

(4) 含油排水及び油が混入するおそれのある排水については、高性能の油分離槽で完全に処理したのち、排水するものとする。

(5) 排水口、排水管等の施工に当たっては、排水口ごとの水質が確認できる構造にするとともに、定期的に排水口における水質の測定を行ない、その結果を記録しておくものとする。

(6) 不慮の漏油に対処するため、オイルフェンス、乳化剤等漏油処理資材を整備しておくものとする。

(騒音防止対策)

第5条 乙は、騒音防止対策について、次の各号により措置するものとする。

(1) ボイラー等から発生する敷地境界線における騒音の規制基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(2) 前号の基準を維持するため、防音カバー、防音壁、吸音装置その他の適切な防音装置を設置するものとする。

(振動防止対策)

第5条の2 乙は、振動防止対策について、次のとおり措置するものとする。

(1) 敷地境界線における振動の規制基準は、別表第3に掲げるとおりとする。

(2) 前号の基準を維持するため、振動の発生する機器については、強固な基礎上に設置するなど適切な対策を講ずるものとする。

(悪臭防止対策)

第5条の3 乙は、悪臭防止対策について、次のとおり措置するものとする。

(1) アンモニア貯蔵施設の管理を徹底し、漏えい防止に十分留意するものとする。

(2) 排煙脱硝装置へのアンモニアの注入に当たっては、常時適正注入量を維持する装置を設置するものとする。

(地下水対策)

第5条の4 乙は、地下水対策について、次のとおり措置するものとする。

(1) 発電所の操業により、周辺地域住民の地下水の利用に支障が生じないように努めるものとする。

(2) 発電所の操業により、生活用水に支障を来す場合は、乙の地下水取水を制限し、又は停止するものとする。

(3) 乙は、取水を制限し、又は停止することが困難な場合は、別途、工業用水源を確保するものとする。

(廃棄物処理対策)

第5条の5 乙は、発電所の事業活動に伴って生じた廃棄物については、関係法令を遵守し、自らの責任において処理するとともに、有効利用及び減量化に努めるものとする。

(化学物質の適正管理)

第5条の6 乙は、発電所で使用する関係法令に定める化学物質について、その使用量等を記録し、適正な保管管理を行うものとする。

(緑化及び環境美化)

第5条の7 乙は、発電所及びその周辺的生活環境の保全及び自然環境との調和を図るため、発電所内の緑化を積極的に推進するとともに、常に発電所及びその周辺環境の美化に配慮するものとする。

(地球温暖化防止対策)

第5条の8 乙は、地球環境問題について十分認識し、二酸化炭素の排出量削減の重要性に鑑み、発電効率の向上に積極的に取り組むとともに、計画的に省エネルギー等の推進等に努めるものとする。

(防災対策)

第6条 乙は、火災、爆発等の災害防止については、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令を遵守し、災害の防止に万全を期するものとする。

(事故時の措置等)

第7条 乙は、当該発電所の施設について、故障、破損その他事故により公害が発生し、若しくは発生するおそれのあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するものとする。

2 乙は、前項の場合は、直ちに甲に連絡し、その事故について講じた措置の内容を報告するものとする。

(環境保全担当機構及び常時監視体制)

第8条 乙は、環境保全のための対策を積極的に推進するため、当該発電所内に環境保全担当機構を設けるとともに、公害が発生するおそれがある事態に速やかに対処するため、特に大気汚染についての常時監視体制の確立に努めるものとする。

2 監視の方法等については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(公害苦情の処理)

第8条の2 乙は、発電所の操業に伴って生じた公害に関する苦情の申立てがあったときは、誠意をもって当該苦情の解決に当たるものとする。

(関連事業者に対する指導)

第8条の3 乙は、関連事業者に対し、環境の保全について積極的に指導及び監督を行うものとする。

(報告及び調査)

第9条 乙は、定期的に測定したばい煙濃度等の測定結果を、毎月5日までに甲に報告するものとする。

2 甲は、環境保全のため必要な場合は、乙に報告を求め、また、当該発電所内に立ち入り、必要な調査をすることができるものとする。

3 甲は、前2項の規定により報告された事項及び立入調査の結果を公表することができる。

(協定違反時の措置)

第9条の2 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、乙に対し、期限を定めて当該違反事項の改善その他必要な措置を構ずることを指示することができるものとし、乙は、これに誠実に従うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項及び変更を必要とする事項については、その都度甲、乙誠意をもって協議し、定めるものとする。

平成22年6月4日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事 加戸守行

愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長 伊藤宏太郎

乙 愛媛県新居浜市磯浦町16番5号

住友共同電力株式会社

社長 村上信二

別表第1

物 質	排 出 濃 度	排 出 量
硫黄酸化物	50ppm 以下	42m ³ N/時以下
窒素酸化物	45ppm 以下	38m ³ N/時以下
ばいじん	0.01g/m ³ N 以下	9kg/時以下

注1 調査方法は、法令に定める方法による。

2 この基準は、壬生川火力1号機について適用するものとし、2号機運転時の基準については、改めて協議するものとする。

3 排出濃度は、通常運転時（起動停止時を除く。）の数値で、排出ガスO₂=6%換算値である。

別表第2

朝夕	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	昼間	午前8時から 午後7時まで	夜間	午後10時から 午前6時まで
	60 デシベル以下		60 デシベル以下		50 デシベル以下

注 この基準は、発電所敷地と北条臨港道路との境界の値とする。

別表第3

昼間	午前8時から 午後7時まで	夜間	午後7時から 午前8時まで
	65 デシベル以下		55 デシベル以下